日 調 連 発 第 ９ ２ 号
平成２７年７月１０日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記令等の一部を改正する政令及び不動産登記規則の一部を改正する省令について（お知らせ）

標記の政令及び省令が公布され、官報に掲載されておりますので、参考までにインターネット版「官報」のＵＲＬをお知らせします。

（URL: https://kanpou.npb.go.jp/20150701/20150701g00147/20150701g001470000f.html）

なお、法務省民事局民事第二課から、概要について情報提供がありましたので、下記のとおり連絡します。

記

○　不動産登記令等の一部を改正する政令

１　資格証明情報の提供を不要とする等の改正について

不動産登記等の申請における申請人の負担の軽減等を図るため、申請人が会社法人等番号を有する法人であるときに提供すべき添付情報を、当該法人の資格証明情報から当該法人の会社法人等番号に変更する。

２　不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）別表の 32 の項の改正について

表題登記がない敷地権のある区分建物についてする所有権の処分の制限の登記の申請情報のうち、敷地権の登記原因及びその日付の提供を不要とする。

３　その他

施行期日は、平成２７年１１月２日とする。２の改正規定については、公布の日とする。この政令の施行前にされた登記の申請については、１による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

○　不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記令等の一部を改正する政令により、不動産登記令別表の 32 の項申請情報欄ハが削除されることに伴い、表題登記がない敷地権のある区分建物についてする所有権の処分の制限の登記の登記事項から「敷地権の登記原因及びその日付」を削除する。

施行期日は、公布日（不動産登記令別表の 32 の項の改正規定に係る施行期日と同日）とする。

＜参考資料＞

不動産登記令等の一部を改正する政令（案）の概要

第１　資格証明情報の提供を不要とする等の改正について

１　現状

登記の申請をする場合には，申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は，当該法人の代表者の資格を証する情報（以下「資格証明情報」という。）をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない（不動産登記令（平成１６年政令第３７９号。以下「不登令」という。）第７条第１項第１号）。

２　改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２５年法律第２８号）による改正後の商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第７条の規定により法人の登記簿に会社法人等番号が記録されるようになる。

そこで，不動産登記等の申請における申請人の負担の軽減等を図るため，申請人が会社法人等番号を有する法人であるときに提供すべき添付情報を，当該法人の資格証明情報から当該法人の会社法人等番号に変更するものである。

３　改正の内容

(1) 会社法人等番号の提供（不登令第７条第１項第１号等の改正）

ア　申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は，次に掲げる情報を提供しなければならないこととする（第７条第１項第１号）。

(ｱ) 会社法人等番号を有する法人にあっては，当該法人の会社法人等番号

(ｲ) (ｱ)に規定する法人以外の法人にあっては，当該法人の資格証明情報

イ　アの改正に伴い，資格証明情報を記載した書面の期間制限等の規定について，所要の整備を行う（第１７条第１項）。

(2) 関係政令の整備

登記の申請をする場合において，資格証明情報等を提供しなければならない旨を規定している次のアからエまでの政令についても，不登令と同様の改正を行うこととする。

ア　船舶登記令（平成１７年政令第１１号）

イ　農業用動産抵当登記令（平成１７年政令第２５号）

ウ　建設機械登記令（昭和２９年政令第３０５号）

エ　企業担保登記登録令（昭和３３年政令第１８７号）

第２　不登令別表の３２の項の改正について

表題登記がない敷地権のある区分建物についてする所有権の処分の制限の登記の申請情報のうち，敷地権の登記原因及びその日付の提供を不要とすることとする。

第３　その他

１　施行期日

平成２７年１１月２日とする。ただし，第２の改正規定については，公布の日とする。

２　経過措置

この政令の施行前にされた登記の申請については，第１による改正後の規定にかかわらず，なお従前の例によることとする。

政令第　　号

不動産登記令等の一部を改正する政令

内閣は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条及び第二十六条（これらの規定を同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三十四条第一項、農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）第十三条第三項、建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第九条並びに企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（不動産登記令の一部改正）

第一条　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「当該法人の代表者の資格を証する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人

にあっては、当該法人の会社法人等番号

ロ　イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報

第十七条第一項中「第七条第一項第一号」を「第七条第一項第一号ロ」に改める。

別表の三十二の項申請情報欄ハを削る。

（船舶登記令の一部改正）

第二条　船舶登記令（平成十七年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「当該法人の代表者の資格を証する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号

ロ　イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報

第十三条第一項第四号ロ中「当該会社のすべての代表者（第一号の代表者を除く。）その他の業務を執

○　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（添付情報） 第七条　登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。 一　申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報 イ　会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号 ロ　イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報 二～六　（略） 2・3　（略） （代表者の資格を証する情報を記載した書面の期間制限等） 第十七条　第七条第一項第一号ロ又は第二号に掲げる情報を記載した書面であって、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。 2　（略） 別表（第三条、第七条関係）	（添付情報） 第七条　登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。 一　申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該法人の代表者の資格を証する情報 （新設） 二～六　（同上） 2・3　（同上） （代表者の資格を証する情報を記載した書面の期間制限等） 第十七条　第七条第一項第一号又は第二号に掲げる情報を記載した書面であって、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。 2　（同上） 別表（第三条、第七条関係）

項	登記	申請情報	添付情報
（略）	（略）	（略）	（略）
三十二	表題登記がない建物についてする所有権の処分の制限の登記	当該表題登記がない建物が敷地権のある区分建物であるときは、次に掲げる事項 イ・ロ　（略） （削る）	イ～ニ　（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

項	登記	申請情報	添付情報
（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
三十二	表題登記がない建物についてする所有権の処分の制限の登記	当該表題登記がない建物が敷地権のある区分建物であるときは、次に掲げる事項 イ・ロ　（同上） ハ　敷地権の登記原因及びその日付	イ～ニ　（同上）
（同上）	（同上）	（同上）	（同上）

不動産登記規則の一部を改正する省令（案）の概要

1　不動産登記令等の一部を改正する政令（平成27年政令第　　号）により，不動産登記令（平成16年政令第379号。以下「不登令」という。）別表の32の項申請情報欄ハが削除されることに伴い，表題登記がない敷地権のある区分建物についてする所有権の処分の制限の登記の登記事項から「敷地権の登記原因及びその日付」を削除するもの。

2　施行期日

公布日施行（不登令別表の32の項の改正規定に係る施行期日と同日）

法務省令第　　号

不動産登記令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第　　号）の施行に伴い、及び不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七十六条第三項において準用する同法第七十五条の規定に基づき、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月一日

法務大臣　上川　陽子

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第百五十七条第一項第三号中「（法第七十六条第三項において準用する法第七十五条の場合を除く。）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

不動産登記規則の一部を改正する省令案　新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

○　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）

改正案	現行
（表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記） 第百五十七条　法第七十五条（法第七十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の法務省令で定めるものは、表示に関する登記事項のうち次に掲げる事項以外の事項とする。 一　表題部所有者に関する登記事項 二　登記原因及びその日付 三　敷地権の登記原因及びその日付 2・3　（略）	（表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記） 第百五十七条　法第七十五条（法第七十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の法務省令で定めるものは、表示に関する登記事項のうち次に掲げる事項以外の事項とする。 一　表題部所有者に関する登記事項 二　登記原因及びその日付 三　敷地権の登記原因及びその日付（法第七十六条第三項において準用する法第七十五条の場合を除く。） 2・3　（同上）